令和 6 年 1 月17日 第20回医療介護総合確保促進会議

令和5年の地方からの提案等に関する対応



地域医療介護総合確保基金に関する地方からの提案について

令和5年の地方分権改革に関する地方からの提案

- 造成年度ごとに基金を管理する方法を改める。基金造成年度ごとに計画を策定・修正する方法を改める。
- 過年度積立残を活用する場合に国へ提出する都道府県計画は、積立年度ベースではなく、事業の実施年度 ベースのみの策定とし、過年度の変更計画の策定を不要とすること。

具体的な支障事例

- 基金は造成年度ごとに管理する必要があり、令和4年度末現在、9年度分の基金(平成26年度造成分から令和4年度造成分まで)を管理している。
- 過年度に造成した基金の積立残を活用して事業を実施するには、過年度計画を修正する必要がある。毎年度、 管理する基金・計画が増えるため、今後、さらに事務が複雑化し、業務負担が大きくなることが見込まれる。

(参考)地域医療介護総合確保基金管理運営要領(厚生労働省医政局長・老健局長・保険局長通知)

- 第2 基金管理事業の実施
- (3)基金の取り崩し

都道府県は、各年度の都道府県計画を実施するに当たり、<u>当該年度毎に決定された交付額</u>(都道府県の負担を含む。)及び運用益 <u>の範囲内で各基金事業に充当するものとする</u>。

なお、<u>当該年度の交付額の一部を翌年度以降に執行することを妨げる趣旨ではなく、その場合は、当該都道府県計画を必要に応じ</u>て変更することにより執行は可能である。

提案に対する対応について

令和5年の地方からの提案等に関する対応方針(令和5年12月22日閣議決定)

4 国から都道府県への事務・権限の移譲等

【厚生労働省】

(27)地域における医療及び介護の総合的な確保の促進に関する法律(平元法64)

都道府県の地域における医療及び介護の総合的な確保のための事業の実施に関する計画(4条1項。以下この事項において「都道府県計画」という。)及び地域医療介護総合確保基金(6条)については、基金管理事業及び都道府県計画の作成に係る地方公共団体の事務負担を軽減するため、過年度に造成した基金の残余額について、直近の都道府県計画における各基金事業に充当できることとし、その場合は過年度の都道府県計画の変更は不要とする方向で検討を行い、令和6年中に結論を得る。その結果に基づいて必要な措置を講ずる。

対応案

• 今後、関係通知について必要な改正を行い、令和6年度都道府県計画以降、地域医療介護総合確保基金は年度毎に造成するものではなく、当該年度毎に決定された交付額(都道府県の負担を含む。)及び運用益に加え、過年度の事業に生じた残額を一体的なものとして基金事業を実施するものとしてはどうか。こうすることで、過年度に造成した基金の残余額を活用する場合に、過年度の都道府県計画を変更することを不要としてはどうか。

当該年度の都道府県計画には、残額を活用している旨を明記する。